



# 第113回 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

日時 2023年6月22日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア 西館4階 会議室  
※ご来場の際は、裏表紙の株主総会会場ご案内図を  
ご参照ください。

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません  
ので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第113回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案：取締役9名選任の件

第2号議案：監査役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

富士古河E&C株式会社

証券コード：1775

(証券コード1775)  
2023年6月6日  
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

株主の皆様へ

川崎市幸区堀川町580番地  
**富士古河E&C株式会社**  
代表取締役社長 日 下 高

## 第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第113回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ffec.co.jp/ir/information/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。  
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2023年6月21日（水曜日）営業時間の終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
  2. 場 所 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア 西館4階 会議室
  3. 会議の目的事項
    - 報告事項 1 第113期（自2022年4月1日  
至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査  
人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2 第113期（自2022年4月1日  
至2023年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- 
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、従前どおり株主総会資料を書面でお届けしております。ただし、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」を除いております。
  - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

### 当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2023年6月22日(木曜日)午前10時開催

(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

### 当日ご出席いただけない場合



#### 郵送によるご行使

行使期限

2023年6月21日(水曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください



行使期限

2023年6月21日(水曜日)午後5時30分行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

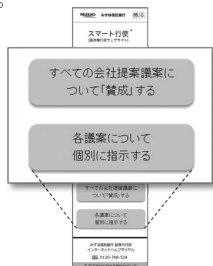
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。  
※QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

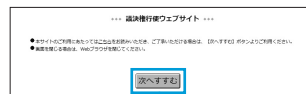
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

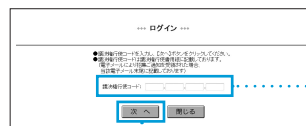
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

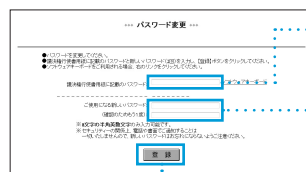
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



初期「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	くさ か たかし 日 下 高	代表取締役社長 執行役員社長	13回/13回 (出席率100%)
2 再任 社外 独立	かわ しま きよ し 川 島 清 嘉	社外取締役	13回/13回 (出席率100%)
3 再任 社外 独立	い どう く み 伊 藤 久 美	社外取締役	12回/13回 (出席率 92%)
4 再任 社外 独立	やま ぐち かず よし 山 口 和 良	社外取締役	13回/13回 (出席率100%)
5 再任	すが い けん ぞう 菅 井 賢 三	取締役	10回/10回 (出席率100%)
6 再任	ふじ もと ひろし 藤 本 浩	取締役 執行役員専務 経営統括補佐	13回/13回 (出席率100%)
7 再任	お だ しげ お 小 田 茂 夫	取締役 執行役員常務 管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長	13回/13回 (出席率100%)
8 再任	たお あつ のり 埜 篤 典	取締役 執行役員常務 工事技術本部長	13回/13回 (出席率100%)
9 再任	さわ だ とも ゆき 澤 田 朋 之	取締役 執行役員 営業統括（国内・海外）、営業本部長	13回/13回 (出席率100%)

(注) 菅井賢三氏は2022年6月24日開催の第112回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p><b>再任</b></p> <p>くさ か たかし 日下 高 (1959年6月3日生)</p>	<p>1982年4月 富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社）入社</p> <p>2001年7月 富士電機システムズ株式会社エンジニアリング本部業務部長</p> <p>2008年4月 同社取締役、経営企画本部企画部長</p> <p>2009年4月 同社取締役、経営企画本部長、輸出管理室長</p> <p>2010年4月 富士電機ホールディングス株式会社（現 富士電機株式会社）エグゼクティブオフィサー、経営企画本部経営企画室長</p> <p>2010年6月 同社取締役エグゼクティブオフィサー、経営企画本部経営企画室長</p> <p>2011年4月 同社取締役執行役員、産業システム事業本部長</p> <p>2011年6月 同社執行役員、産業システム事業本部長</p> <p>2012年4月 同社執行役員、産業インフラ事業本部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員副社長</p> <p>2017年6月 当社代表取締役、執行役員副社長</p> <p>2018年4月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現在に至る）</p>	8,200株
		<p><b>【重要な兼職の状況】</b> なし</p>	
		<p><b>【在任期間および選任理由】</b> 2017年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は6年になります。また、2018年4月より代表取締役社長を務めております。 経営企画部門の責任者としての経験や、企業経営に関する見識に基づき、当社変革のけん引役を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役社長として選定する予定です。</p>	
		<p><b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>	
		<p><b>【役員等賠償責任保険契約】</b> 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>かわしま きよし 川島清嘉 (1954年2月12日生)</p>	<p>1979年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)</p> <p>1984年5月 川島法律事務所(横浜弁護士会、現神奈川県弁護士会)(現在に至る)</p> <p>1995年4月 最高裁判所 司法研修所民事弁護教官</p> <p>2004年4月 横浜国立大学法科大学院教授</p> <p>2011年4月 放送大学客員教授(現在に至る)</p> <p>2012年6月 当社社外取締役(現在に至る)</p> <p>2015年6月 アマノ株式会社社外取締役(現在に至る)</p> <p>2017年5月 株式会社横浜インポートマート社外監査役</p> <p>2021年6月 横浜川崎国際港湾株式会社社外監査役(現在に至る)</p>	0株
	<p>【重要な兼職の状況】</p> <p>弁護士〔川島法律事務所〕</p> <p>放送大学客員教授</p> <p>アマノ株式会社 社外取締役</p> <p>横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役</p>		
	<p>【在任期間、社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要】</p> <p>2012年に新たに社外取締役に選任いただき、在任期間は11年になります。</p> <p>社外取締役以外に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に関する知見を活かした弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス強化に資する有用な助言、提言を行っており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。</p>		
	<p>【当社との特別の利害関係】</p> <p>当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>		
	<p>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】</p> <p>法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。</li> </ul>		
	<p>【役員等賠償責任保険契約】</p> <p>当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<b>再任</b> <b>社外取締役候補者</b>  いとうくみ 伊藤久美 (1964年12月20日生)	1987年4月 ソニー株式会社入社 1998年4月 日本IBM株式会社入社 2008年1月 同社副社長補佐 2009年6月 米国IBM本社コーポレートストラテジー部門ディレクター 2010年10月 日本IBM株式会社日本ストラテジー部門理事 2014年1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社CMO 2016年9月 4U Lifecare株式会社取締役COO 2018年4月 同社代表取締役社長CEO 2018年6月 株式会社True Data社外取締役 (現在に至る) 2020年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2021年6月 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役 (現在に至る) 2022年1月 筑波大学理事 (非常勤) (現在に至る) 2022年11月 株式会社良品計画社外取締役 (現在に至る) 2023年4月 オフィスK I T O合同会社代表社員 (現在に至る)	0株
	<b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社True Data 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事 (非常勤) 株式会社良品計画 社外取締役 オフィスK I T O合同会社 代表社員		
	<b>【在任期間、社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要】</b> 2020年に新たに社外取締役に選任いただき、在任期間は3年になります。グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、マーケティング、IT、グローバル戦略、ダイバーシティ等に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。		
	<b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	<b>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】</b> 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。		
	<b>【役員等賠償責任保険契約】</b> 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	<b>再任</b> <b>社外取締役候補者</b>  やまぐち かずよし <b>山口 和良</b> (1958年11月5日生)	1981年4月 株式会社神戸製鋼所入社 2004年4月 同社鉄鋼部門名古屋鉄鋼営業部長 2007年4月 同社鉄鋼部門薄板営業部自動車担当部長 2010年4月 同社鉄鋼事業部門薄板営業部担当役員補佐 2011年4月 神鋼鋼線工業株式会社ばね特線事業部ばね特線営業部長 2012年4月 同社ばね特線事業部長兼同ばね特線営業部長 2012年6月 同社取締役、ばね特線事業部長兼同ばね特線営業部長 2013年4月 同社取締役、ばね特線事業部長 2015年6月 神鋼鋼線ステンレス株式会社代表取締役社長 2017年6月 同社退職 神鋼鋼線工業株式会社顧問 2019年6月 同社退職 2021年6月 当社社外取締役（現在に至る）	0株
		<b>【重要な兼職の状況】</b> なし	
4		<b>【在任期間、社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要】</b> 2021年に新たに社外取締役に選任いただき、在任期間は2年になります。 長年にわたる大手鉄鋼メーカーでの営業部門の責任者としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き選任をお願いするものであります。 なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。	
		<b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。	
		<b>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】</b> 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。	
		<b>【役員等賠償責任保険契約】</b> 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p><b>再任</b></p> <p>すが い けん ぞう 菅 井 賢 三 (1955年2月17日生)</p>	<p>1979年4月 富士電機製造株式会社(現 富士電機株式会社)入社</p> <p>1997年7月 富士ファコム制御株式会社システム本部第一SI統括部ソリューション技術部長</p> <p>2002年6月 同社取締役、ビジネス企画統括部長</p> <p>2006年6月 同社常務取締役、社会基盤ビジネス本部長</p> <p>2008年6月 富士電機システムズ株式会社取締役</p> <p>2008年7月 同社オートメーション事業本部副本部長</p> <p>2011年4月 富士電機株式会社執行役員、社会システム事業本部長</p> <p>2012年4月 同社営業本部長</p> <p>2014年4月 同社執行役員常務</p> <p>2014年6月 同社取締役</p> <p>2015年4月 同社執行役員専務</p> <p>2016年4月 同社執行役員副社長</p> <p>2016年6月 同社代表取締役</p> <p>2019年3月 同社営業本部長退任</p> <p>2020年10月 同社営業本部長</p> <p>2021年9月 同社営業本部長退任</p> <p>2022年4月 同社取締役</p> <p>2022年6月 同社特別顧問(現在に至る)</p> <p>2022年6月 当社取締役(現在に至る)</p>	0株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b> 富士電機株式会社 特別顧問</p>			
<p><b>【在任期間および選任理由】</b> 2022年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は1年になります。 当社の事業活動に関連の深い電気機器製造業の経営者としての経験や、社会・産業システムを中心としたエンジニアリング等の豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p><b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>			
<p><b>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】</b> 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。</p>			
<p><b>【役員等賠償責任保険契約】</b> 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<b>再任</b>  ふじもと ひろし 藤本 浩 (1960年3月30日生)	2003年3月 古河総合設備株式会社入社 2011年11月 当社北関東支社電設技術部長 2013年7月 当社電設・建築事業本部電設事業部長 2016年4月 当社執行役員、電設・建築事業統括、電設・建築事業本部長 兼 総合設備事業部副事業部長 2019年4月 当社執行役員、電気設備事業統括、電気設備事業本部長 2019年6月 当社取締役、執行役員、電気設備事業統括、電気設備事業本部長 2020年4月 当社取締役、執行役員常務、電気設備事業統括、海外事業統括、電気設備事業本部長 2023年4月 当社取締役、執行役員専務、経営統括補佐（現在に至る）	7,500株
	<b>【重要な兼職の状況】</b> なし		
	<b>【在任期間および選任理由】</b> 2019年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は4年になります。 電設・建築事業の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、事業部門を中心とした経営統括補佐としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	<b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	<b>【役員等賠償責任保険契約】</b> 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	再任  おだしげお 小田茂夫 (1959年8月22日生)	<p>1982年4月 富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社）入社</p> <p>2003年10月 富士プレイントラスト株式会社取締役</p> <p>2005年10月 富士電機リテイルシステムズ株式会社管理本部総務人事部長</p> <p>2010年7月 富士電機システムズ株式会社環境ソリューション本部産業ソリューション事業部東京工場総務部長</p> <p>2011年4月 富士電機株式会社生産統括本部東京事業所総務部長</p> <p>2012年4月 同社人事・総務室安全部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員、経営企画本部副本部長、輸出管理室長</p> <p>2015年4月 当社執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長</p> <p>2015年6月 当社取締役、執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長</p> <p>2021年4月 当社取締役、執行役員常務、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長（現在に至る）</p>	9,100株
		<b>【重要な兼職の状況】</b> なし	
		<b>【在任期間および選任理由】</b> 2015年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は8年になります。 人事・総務部門、並びに財務・会計部門の責任者等の経験や、企業経営に関する見識に基づき、経営管理全般の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
		<b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。	
		<b>【役員等賠償責任保険契約】</b> 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<b>再任</b>  たお あつ のり 埜 篤 典 (1960年6月3日生)	1979年4月 富士電機総合設備株式会社入社 2006年4月 同社関西支社工事部長 2009年10月 当社空調設備事業本部空調設備事業部第一技術部長 2010年10月 当社空調設備事業本部空調設備事業部副事業部長 2012年4月 当社空調設備事業本部空調設備事業部長 2014年4月 当社執行役員、空調設備事業本部副本部長 2016年4月 当社執行役員、空調設備事業統括、空調設備事業本部長 兼 総合設備事業部長 2019年4月 当社執行役員、工事技術本部長 2019年6月 当社取締役、執行役員、工事技術本部長 2021年4月 当社取締役、執行役員常務、工事技術本部長 (現在に至る)	7,500株
	【重要な兼職の状況】	なし	
	【在任期間および選任理由】	2019年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は4年になります。 空調設備事業の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の工事技術力および施工管理力の維持向上の推進責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
	【当社との特別の利害関係】	当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。	
	【役員等賠償責任保険契約】	当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	再任  さわ だ とも ゆき 澤 田 朋 之 (1961年7月27日生)	1985年4月 富士電機株式会社入社 2003年10月 富士電機システムズ株式会社産業・交通施設電機クリーンシステム技術部長 2011年4月 富士電機株式会社産業システム事業本部ファシリティ事業部AIR環境技術部長 2017年4月 同社パワエレシステム事業本部電源システム事業部長 2018年4月 同社パワエレシステム事業本部施設・電源システム事業部長 2019年4月 当社執行役員、営業本部副本部長 2020年4月 当社執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長 2021年6月 当社取締役、執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長（現在に至る）	4,700株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間および選任理由】 2021年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は2年になります。 営業部門の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の営業部門の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役遠藤健二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

### 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<b>再任</b> <b>社外監査役候補者</b>  えん どう けん じ <b>遠 藤 健 二</b> (1955年5月2日生)	1978年4月 昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1992年5月 同法人パートナーに昇格 2000年1月 アーンスト&ヤング ロングビーチ事務所出向 北米地区日系企業担当 2003年10月 帰任 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 2007年8月 同法人理事就任 2011年1月 同法人東海北陸地区ブロック長を兼務 2017年6月 同法人退職 2017年7月 遠藤健二公認会計士事務所開設 所長(現在に至る) 2018年6月 児玉化学工業株式会社社外取締役(監査等委員) 2019年6月 当社社外監査役(現在に至る)	0株
<b>【重要な兼職の状況】</b> 遠藤健二公認会計士事務所 所長		
<b>【在任期間および社外監査役候補者としての選任理由】</b> 2019年に新たに社外監査役として選任いただき、在任期間は4年になります。 同氏は、公認会計士の資格を有しており、会計監査経験に基づく高い識見により、経営監査機能の強化の職責を果たすとともに、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き社外監査役に選任をお願いするものであります。 なお、同氏は2017年6月まで当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属しており、同監査法人において2009年度まで当社の監査業務に携わっていましたが、以降一切当社の監査業務には関わっておらず、同氏は独立性を十分に有していると判断しております。 なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。		
<b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
<b>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】</b> 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。		
<b>【役員等賠償責任保険契約】</b> 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

以 上



# 事業報告（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、急激な円安の進行や物価上昇、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の下振れ懸念があったものの、各種制限は行われず、経済社会活動の正常化が進んだことなどから、緩やかに持ち直しました。海外においては、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料及び資源価格高騰の影響による世界的なインフレの継続や政策的な金利上昇などにより、経済は減速傾向にあり、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの属する設備工事業界におきましては、資機材価格の高騰及び納期の長期化が続く中、データセンター・半導体分野などにおける設備投資は引き続き堅調に推移しました。また、当社が事業展開している東南アジアにおいても、新型コロナウイルス感染症に伴う各種制限が緩和されたことに伴い、観光関連産業を中心に回復傾向が続きました。

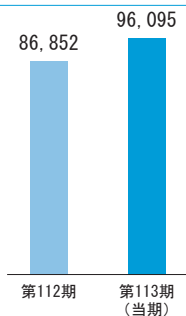
このような状況のもと、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めるとともに、ESG経営を軸としたマテリアリティ（重要課題）の実現、脱炭素化に向けた設備投資の取り込みや好調な分野へのリソースの傾注などによる物量の確保、集中購買や計画発注等によるコストダウン、海外事業の各拠点の状況に応じた事業構造の改革、生産性向上に向けた業務改善の徹底による働き方改革の推進、IT関連や研究開発等への積極的な投資等を重点課題として、事業環境の変化に柔軟に対応しながら引き続き競争力の強化に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高960億円（前期比10.6%増）、売上高881億円（前期比7.4%増）となり、過去最高を更新しました。利益面では、売上高の増加並びに原価低減及び経費削減等により、営業利益69億26百万円（前期比5.1%増）、経常利益70億14百万円（前期比4.6%増）と過去最高益を更新しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期にあった株式売却益の影響などにより45億36百万円（前期比1.6%減）となりました。

報告セグメントの工事分野及びセグメント別の状況につきましては、次のとおりであります。

報告セグメント	工事分野
【電気設備工事業】	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
【空調設備工事業】	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
【その他】	物品販売及び補修・修理等

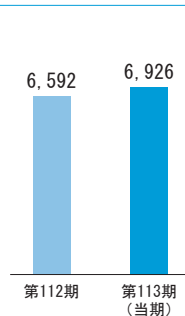
受注高  
(百万円)



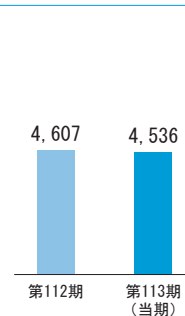
売上高  
(百万円)



営業利益  
(百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益 (百万円)



## (2) セグメント別の営業の概況

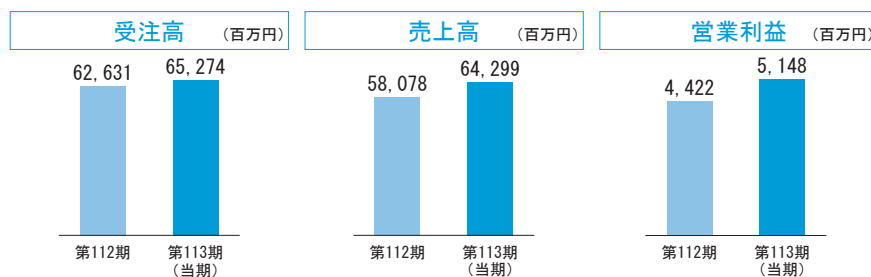
セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

### 電気設備工事業

受注高は652億円（前期比4.2%増）、売上高は642億円（前期比10.7%増）、営業利益は51億48百万円（前期比16.4%増）となりました。

主な受注案件は、S Kハウジング株式会社・チサンホテル神戸建築内装リニューアル工事、T SMC・熊本工場クリーンルーム自動制御設備計装工事、主な完成工事案件は、ファナック株式会社・忍野HQ 1 1（R棟）リニューアル工事に伴う電気設備工事等であります。

受注高は宿泊施設の大型案件及び半導体分野を始めとする民間設備投資の需要を取り込んだことなどから前期を上回りました。売上高は国内の内線工事及びカンボジアにおける大型商業施設案件の工事進捗が堅調に推移したことから前期を上回りました。営業損益は売上高の増加及び高採算案件などの影響により前期を上回りました。

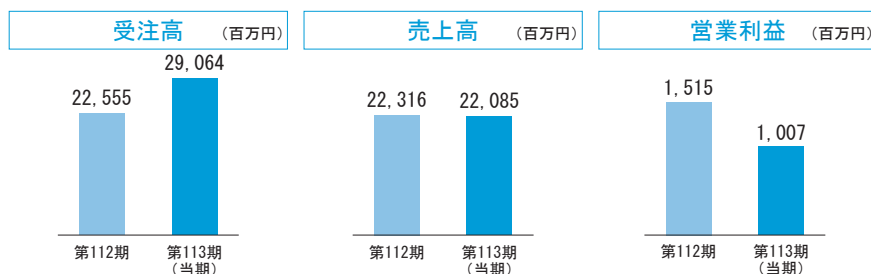


## 空調設備工事業

受注高は290億円（前期比28.9%増）、売上高は220億円（前期比1.0%減）、営業利益は10億7百万円（前期比33.5%減）となりました。

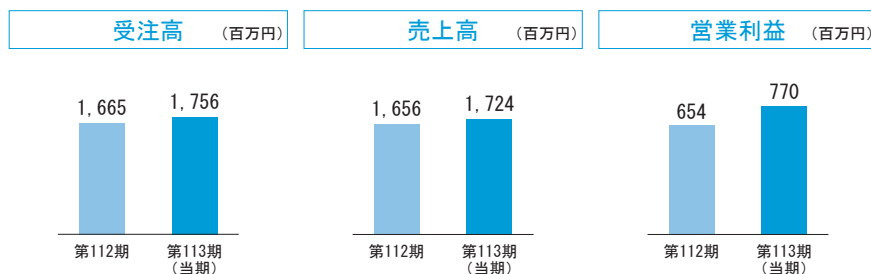
主な受注案件は、内外エレクトロニクス株式会社・江刺事業所新築工事、主な完成工事案件は、富士電機津軽セミコンダクタ株式会社・F T S 既存建屋C R 化工事、彦根市新市民体育センター建設工事等であります。

受注高は半導体分野の大型案件を取り込んだことなどから前期を上回りました。売上高はほぼ前年並みに推移しました。営業損益は資機材価格高騰の影響、当期の大型低採算案件及び前期の高採算案件などの影響により前期を下回りました。



## その他

受注高は17億円（前期比5.4%増）、売上高は17億円（前期比4.2%増）、営業利益は7億700万円（前期比17.7%増）となりました。



## セグメント別受注高

セグメント		受注高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	41,103	42.8
	内線・建築工事業	24,171	25.2
	計	65,274	67.9
空調設備工事業		29,064	30.2
小計		94,338	98.2
その他		1,756	1.8
合計 (うち海外)		96,095 (8,640)	100.0

## セグメント別売上高

セグメント		売上高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	38,356	43.5
	内線・建築工事業	25,942	29.4
	計	64,299	73.0
空調設備工事業		22,085	25.1
小計		86,384	98.0
その他		1,724	2.0
合計 (うち海外)		88,109 (9,133)	100.0

**(3) 設備投資等および資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

特記すべき事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

特記すべき事項はありません。

**(8) 今後の見通しおよび対処すべき課題**

今後の見通しについては、コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、民間を中心とした設備投資は底堅く推移するものと思われませんが、設備工事業界においては、労働力不足の深刻化や調達価格の高騰など、依然として不透明な事業環境が続くものと思われま

す。このような状況の中、当社は本年10月に創立100周年を迎えます。この大きな節目にあたり、これまで支えてくださったステークホルダーの皆様へ感謝の気持ちを伝えるとともに、電気、空調、建築のメーカー系総合設備企業として社会価値・財務価値を創出することにより、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に挑み続けます。

次期の主な施策としましては、若年層を中心とした処遇改善を行い、社員のモチベーション向上に努めるなど、人的資本への投資を積極的に実施し、人財の確保と育成に取り組んでまいります。また、AIを活用した業務効率化システムの開発等、生産性向上による働き方改革の推進や、女性活躍推進策の加速により、競争力の強化を図ってまいります。

営業戦略については、引き続きクリーンエネルギー関連の設備投資や好調な分野へのリソース傾注により物量の確保に努めるとともに、資機材高騰に対応するため売値への価格転嫁を促進してまいります。また、徹底した原価低減策を継続するとともに、現在進行中の国内外における大型プロジェクトの完遂が重要課題であると認識しており、リスク管理の徹底により、安全・品質・納期・コストの確保に注力してまいります。

これらの取り組みを踏まえて、2024年3月期通期の連結業績については、受注高930億円(前期比3.2%減)、売上高900億円(前期比2.1%増)、営業利益70億円(前期比1.1%増)、経常利益70億円(前期比0.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益46億円(前期比1.4%増)を見込んでおります。

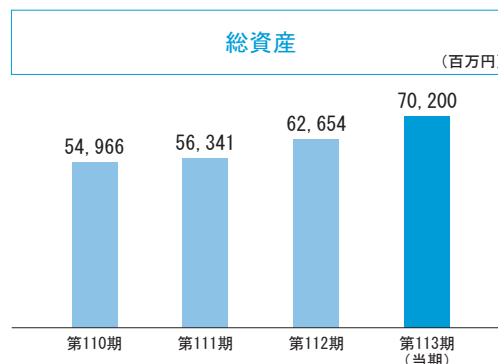
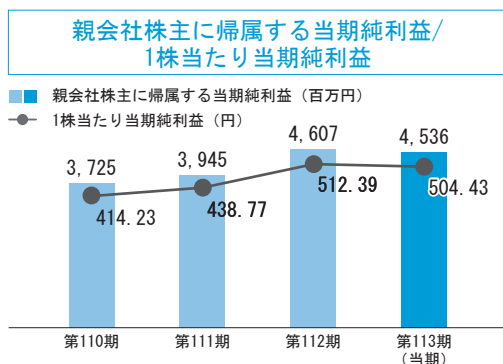
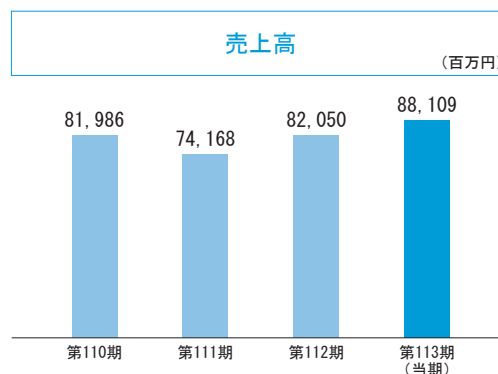
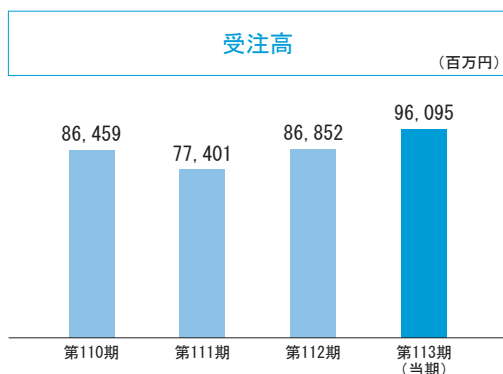
株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 110 期 2019年度	第 111 期 2020年度	第 112 期 2021年度	第 113 期 2022年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	86,459	77,401	86,852	96,095
売 上 高 (百万円)	81,986	74,168	82,050	88,109
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,725	3,945	4,607	4,536
1 株当たり当期純利益 (円)	414.23	438.77	512.39	504.43
総 資 産 (百万円)	54,966	56,341	62,654	70,200

(注) 1. 2021年度において、過年度における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。2019年度及び2020年度における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 2021年度より収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2021年度以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は富士電機株式会社であり、同社は間接保有を含み当社株式を4,171千株（議決権比率46.5%。うち直接所有46.4%、間接所有0.1%）保有しており、持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため親会社とするものであります。

当社グループは、富士電機グループの主として各種プラント設備製品の設計施工ならびに現地工事を受け持つとともに、富士電機グループより電気機器等の仕入れを行っております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、他の一般的な取引と同様の条件を基本として、著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

上記の取引は、親会社から独立して意思決定を行っており、取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

ニ 親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等

該当事項はありません。



### ③ 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社エフトリア	神奈川県	20 百万円	100.00 %	電気工事、電気計装工事、 機械配管工事
北辰電設株式会社	栃木県	20 百万円	100.00	電気工事
富士ファーマナイト株式会社	神奈川県	30 百万円	100.00	プラント配管漏洩補修
富士古河コスモスエナジー合同会社	神奈川県	45 百万円	66.67	再生可能エネルギーによる 発電事業、電気の販売事業
株式会社カンキョウ	東京都	35 百万円	100.00	海外の電気、空調、衛生設 備工事
株式会社町田電機商会	長野県	20 百万円	100.00	電気工事
富士古河E&C(タイ)社	タイ	1,600 万バーツ	48.56	電気工事
富士古河E&C(ベトナム)社	ベトナム	60 万米ドル	90.00 (10.00)	電気工事
富士古河E&C(マレーシア)社	マレーシア	160 万リンギット	100.00	電気工事
富士古河E&C(カンボジア)社	カンボジア	15 億リエル	100.00	電気工事
富士古河E&C(ミャンマー)社	ミャンマー	3,634 百万チャット	95.05 (1.60)	電気工事
富士古河E&C(インドネシア)社	インドネシア	4,950 百万ルピア	66.67	電気工事
FFJMP社	マレーシア	150 万リンギット	30.00	電気工事

(注) 1. 出資比率欄の( )内は、間接所有比率(内数)であります。

2. 富士古河E&C(インド)社は清算手続き中であります。

3. 株式会社カンキョウにつきましては、2023年3月31日付で事業を停止し、2023年4月1日付で一部事業を当社で譲受しております。

## (11) 主要な事業内容

セグメント	事業内容
電気設備工事業	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
空調設備工事業	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
その他	物品販売及び補修・修理等

## (12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,566名	16名増

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役および臨時従業員は含んでおりません。

## (13) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

## (14) 主要な事業所

本社	: 川崎市幸区堀川町580番地
支社	: 西日本支社(大阪)、東日本支社(宇都宮)、中部支社(名古屋)
支店	: 東京支店(中央区)、中四国支店(広島)、九州支店(福岡) 北日本支店(仙台)、東関東支店(千葉)、長野支店(長野)

(注) 2023年4月1日付で、以下の組織変更をいたしました。

1. 関東支店を新設する。
2. 東関東支店を千葉営業所に改称する。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,026,561株（うち自己株式 33,648株）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,362名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士電機株式会社	4,158 <sup>千株</sup>	46.24%
古河電気工業株式会社	1,819	20.23
富士古河E&C社員持株会	307	3.42
光通信株式会社	202	2.25
富士通株式会社	171	1.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	114	1.27
千々石寛	68	0.76
株式会社横浜銀行	60	0.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	48	0.53
吉永英隆	34	0.38

(注) 当社は、自己株式33千株（0.37%）を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
日下 高	代表取締役社長（執行役員社長）	
川島 清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役 横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役
伊藤 久美	社外取締役	株式会社True Data 社外取締役 SOMP0ホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事（非常勤） 株式会社良品計画 社外取締役
山口 和良	社外取締役	
菅井 賢三	取締役	富士電機株式会社 特別顧問
藤本 浩	取締役（執行役員常務、電気設備事業統括、海外事業統括、電気設備事業本部長）	
小田 茂夫	取締役（執行役員常務、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長）	
埴 篤典	取締役（執行役員常務、工事技術本部長）	
澤田 朋之	取締役（執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長）	
明石 亨	常勤監査役	
福岡 敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表 鳥居薬品株式会社 社外取締役
柏木 隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社 非常勤顧問 古河産業株式会社 監査役
遠藤 健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長

(注) 1. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動。

- ① 2022年6月24日開催の第112回定時株主総会において、菅井賢三氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ② 柳澤邦昭氏は同総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 監査役福岡敏夫氏は、国税職員および税理士として経験を有しており、税務、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役遠藤健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役川島清嘉、伊藤久美、山口和良、監査役福岡敏夫、遠藤健二の5氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 2023年4月1日付けで取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。  
藤本 浩 取締役、執行役員専務、経営統括補佐

6. 当社は執行役員制度を導入しており、2023年4月1日現在、取締役と兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

横山克樹	執行役員、調達本部長
則松研一	執行役員、内線・建築電気設備事業本部長
菱田斉史	執行役員、プラント電気設備事業本部長
牧伸一	執行役員、空調設備事業本部長
野崎潤	執行役員、営業本部副本部長、東日本支社長
杉山亨	執行役員、株式会社エフトリア代表取締役社長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令および定款に基づき、取締役川島清嘉、伊藤久美、山口和良、菅井賢三の4氏および各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、その責任を負うものとしております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外役員を除く。)	69	47	22	7
監査役 (社外役員を除く。)	20	20	—	1
社外取締役	20	20	—	3
社外監査役	18	18	—	3

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ①会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する基本方針

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

なお、本方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって、以下のとおり定めております。

##### a. 常勤取締役

各年度の業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されており、以下のとおりとしております。

##### ・固定報酬

役位に応じて、あらかじめ定められた固定額を毎月支給するものといたします。なお、自社株式取得を積極的に推進するため、役位に応じて本報酬額の一部を株式累積投資に拠出するものといたします。

##### ・業績連動報酬

各年度の業績との連動性を明確にした基準に従い、每期一定の時期に支給するものといたします。

なお、毎期の売上高や営業利益率など会社業績をもとに業績評価指標を設定して、標準額を決定し、個別の支給額は、中長期的な観点も踏まえ、役位や会社業績への貢献度に基づいて標準額の±25%の範囲で支給額を決定いたします。

業績評価指標に売上高および営業利益率などを選定した理由は、売上高および営業利益率などが当社の中期経営計画の重要なKPIであることから、業績連動報酬の算定に係る指標として選定をしており、中期経営計画の数値目標の達成及び更なる企業価値向上へのインセンティブとなることが期待されます。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標として前年度の連結売上高の目標は82,000百万円、実績は82,050百万円、前年度の連結営業利益率の目標は7.3%、実績は8.0%となっております。

b. 社外取締役、非常勤取締役および監査役

社外取締役、非常勤取締役および監査役は、職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬は、固定報酬として、役位に応じてあらかじめ定められた金額を支給するものといたします。

なお、社外取締役、非常勤取締役および監査役の自社株式の取得は任意といたします。

c. 報酬の決定方法

取締役会は、代表取締役社長 日下高氏に対して、各取締役の個別の報酬額に関する決定を委任しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額および各取締役の当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。委任を受けた代表取締役社長 日下高氏は、上記の方針および当社が定める報酬基準に基づき、社外取締役に報告の上でこれを決定いたします。

d. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役

会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会付議前に社外取締役に報告し、原案の決定方針との整合性や報酬額の水準などについて意見交換を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の報酬等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、2022年6月24日に取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会を設置しております。なお、取締役会は次事業年度以降の取締役の報酬等の決定について、指名・報酬委員会の答申を受けて判断いたします。

## ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関しては、2009年6月23日開催の第99回定時株主総会において、取締役は年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）、監査役は6千万円以内とし、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない旨の決議をしております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は4名です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	兼職の状況（当社との関係）
川島清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役 横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役
伊藤久美	社外取締役	株式会社True Data 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事（非常勤） 株式会社良品計画 社外取締役
福岡敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表 鳥居薬品株式会社 社外取締役
柏木隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社（当社その他の関係会社） 非常勤顧問 古河産業株式会社 監査役
遠藤健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長



② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況と役割
川島清嘉	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見地よりコンプライアンス強化に資する有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
伊藤久美	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見識に基づき、マーケティング、IT、グローバル戦略、ダイバーシティ等に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
山口和良	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、大手鉄鋼メーカーでの営業部門の責任者としての豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見識に基づき、営業戦略、人事労務関連に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
福岡敏夫	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回中12回に、監査役会8回の全てに出席し、国税職員および税理士として培ってきた豊富な経験・見地より、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・見地より、税務・会計に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
柏木隆宏	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会8回の全てに出席し、経営管理に関する豊富な経験・知識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・知識に基づき、コーポレートガバナンスに関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
遠藤健二	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会8回の全てに出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地より、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・見地より、財務・会計並びにディスクロージャーに関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 87百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭  
その他の財産上の利益の合計額 101百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の状況について確認するとともに、当期監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。このほか会計監査人としての職務を適切に遂行できないと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営の透明性・適法性および監視監督機能の実効性を確保するため、社外から取締役、監査役を招聘する。
- ② 当社および子会社（以下、「当社グループ」という）の全役職員に対し、当社グループの経営理念および行動規範である企業行動憲章の精神を繰り返し説き、その遵守徹底を図る。
- ③ コンプライアンス規程およびコンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。
  - ・コンプライアンス委員会において、当社グループを取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
  - ・当社グループの事業活動に関わる規制法令毎に社内ルール、日常監視、監査、教育等を体系化したコンプライアンス・プログラムを制定し、これに基づき使用人に対し遵法教育を実施する。
  - ・通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社グループの役員、使用人および退職者（退職後1年以内の者に限る）および取引先の役職員から当社への通報を容易にする通報制度を整備し、法令、定款、または社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。当社グループの役職員は、この規程に基づき当該通報者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。
  - ・上記体制の確立および推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- ④ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含め内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存および保管に関する責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては、監査役と事前に協議する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定する。特定のリスクについては、リスク毎に担当部門を定め、準拠すべき規程・マニュアルを整備し、適切なリスク管理体制を構築する。
- ② 大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため緊急時対応要領を制定し、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制および対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。
- ③ 内部監査部門は、当社グループにおけるリスク管理体制が適切に構築され、的確な運用がなされているか、定期的に監査を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と、業務執行機能を分離することで業務の効率化を図るとともに、執行役員を中心とした経営会議を開催し、より具体的に迅速な経営判断がなされるよう努める。また取締役会規則、決裁権限規程により、業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。
- ② 当社グループの全体を網羅した各年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

#### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法に定める当社グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士古河E&Cグループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

#### (6) 当該株式会社その親会社および子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 富士電機グループの一員として、当該グループ経営理念を共有するとともに、上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行う。
- ② 当社グループは、当社事業部門長や子会社の代表取締役等が参加し、グループ全体の経営戦略、経営方針等についての審議・報告と、グループの経営状況をモニタリングするための会議を定期的を開催し、運用する。
- ③ 関係会社管理規程を制定し、グループ各社の経営上の重要事項について、当社への報告または当社の承認を得ることを求める。
- ④ グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。
- ⑤ 内部監査部門は、グループ各社の業務の適正が継続的に確保されているか、定期的に確認する。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役は、職務執行上必要に応じて経営企画部門および内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その補助業務を取締役から独立して行う。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項**

- ① 監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を定めるほか、子会社の取締役、監査役および使用人が当社監査役に対し報告すべき事項についても制定する。また、監査役が当社グループの事業について、当社および子会社の役職員に対し報告を求めた場合、当該報告をしなければならない。
- ② 上記報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

**(9) その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることなどにより、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
- ② 監査役は、内部監査部門および会計監査人と相互に情報交換を行うことで連携を強化し、監査の実効性と効率性の向上を図る。
- ③ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等につき意見交換や、必要と判断される要請を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ④ 監査役の職務の執行にかかる費用について、あらかじめ予算を計上するよう努め、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

**(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

当社では2022年5月25日付「内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」等の記載のとおり、過去の退職給付の会計処理に誤謬があることが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、当事業年度末までに再発防止策を講じて決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性の確保を図るべく、適切な内部統制の整備及び運用を図っております。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下(a)～(f)のとおりであります。

**(a) コンプライアンス**

社長を委員長とし執行役員および支社長で構成され、顧問弁護士、常勤監査役、社外役員も出席するコンプライアンス委員会を年2回開催し、期初に作成したコンプライアンス・プログラムの実施状況や通報の内容・対応状況等の確認・審議を行っております。

また、法令・社会的規範の遵守徹底を図るため、当社グループの使用人に対して階層に応じた社内研修においてコンプライアンスに関する教育を行っております。さらに、コンプライアンスに抵触するおそれのある事象が発生した場合は、都度、経営会議等で法令遵守の徹底を図っております。

**(b) リスク管理**

危機の発生の未然防止、損失影響の最小化をはかるため、リスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、内部監査部門は、的確な運用が行われていることを確認しております。

なお、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、経営会議等で報告され、リスクの共有および対応を図っております。

**(c) 取締役の職務執行の適正性および効率性の確保**

社外取締役を含む取締役および社外監査役を含む監査役が出席する取締役会を月1回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項について決議を行うとともに、監査役も出席する執行役員を中心とした経営会議を月2回開催し、経営判断の迅速化・効率化に努めております。

当事業年度においては、取締役会を13回、経営会議を26回開催し、各議案についての審議、業務執行状況等について監督を行い、意思決定および業務執行の適正性を確保しております。

**(d) グループ管理**

グループ各社の経営上の重要事項は関係会社管理規程に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行っております。

**(e) 内部監査**

内部監査部門は、2022年度の監査計画に基づき、当社の各部門およびグループ会社の業務執行状況、コンプライアンスの遵守状況等について内部監査を行い、その結果を取締役社長、監査役、社外取締役に報告するとともに、経営会議にて報告を行っております。

また、指摘事項や是正・改善要望事項があった場合は、必要な提言を行うとともに、是正・改善状況についてのフォロー監査を行っております。

**(f) 監査役の監査の実効性の確保**

監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席しております。

また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催するほか、内部監査部門、会計監査人および社外取締役との情報交換や、代表取締役との定期的な会合を行っております。

また、子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行っております。

## 7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、グループの収益力向上により株主資本の充実を図り、経営基盤を強化し、将来の成長に必要な投資等のための内部留保を確保するとともに、株主の皆様へ利益還元を図ることを基本方針としております。

この基本方針のもと、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施することとし、当期の業績、今後の成長へ向けた投資計画および経営環境等を総合的に勘案し、配当金額を決定いたします。

なお、当社は剰余金の配当等を取締役会の決議によって、定めることができるものとしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、通期業績、経営環境および財政状態等を総合的に勘案し、1株につき前事業年度比20円増配の150円とさせていただくことを、2023年5月23日開催の取締役会において決議いたしました。

- 
- (注) 1. 事業報告の記載金額は単位未満切り捨てにより表示しております。  
2. 事業報告の千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	64,479,104	流 動 負 債	30,325,349
現 金 預 金	5,615,773	支払手形・工事未払金等	19,564,827
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	34,869,630	短 期 借 入 金	465,034
電 子 記 録 債 権	3,617,182	未 払 法 人 税 等	2,000,162
未 成 工 事 支 出 金	668,565	契 約 負 債	3,831,697
材 料 貯 蔵 品	175,093	完 成 工 事 補 償 引 当 金	36,000
預 け 金	18,454,113	工 事 損 失 引 当 金	85,157
そ の 他	1,228,823	そ の 他	4,342,470
貸 倒 引 当 金	△ 150,078		
		固 定 負 債	2,292,459
固 定 資 産	5,720,946	退 職 給 付 に 係 る 負 債	871,272
有 形 固 定 資 産	2,750,733	リ ー ス 債 務	927,557
建 物 ・ 構 築 物	353,828	そ の 他	493,629
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	1,123,689	負 債 合 計	32,617,808
土 地	462,361		
リ ー ス 資 産	810,853	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	460,378	株 主 資 本	36,328,897
ソ フ ト ウ ェ ア	407,960	資 本 金	1,970,000
そ の 他	52,417	資 本 剰 余 金	6,636,580
投 資 そ の 他 の 資 産	2,509,835	利 益 剰 余 金	27,752,537
投 資 有 価 証 券	272,987	自 己 株 式	△ 30,220
長 期 貸 付 金	82,946	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	562,791
退 職 給 付 に 係 る 資 産	745,257	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34,794
繰 延 税 金 資 産	892,139	為 替 換 算 調 整 勘 定	97,470
そ の 他	519,092	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	430,526
貸 倒 引 当 金	△ 2,587	非 支 配 株 主 持 分	690,552
資 産 合 計	70,200,051	純 資 産 合 計	37,582,242
		負 債 純 資 産 合 計	70,200,051



# 連結損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

売	上	高		
	完	成	工	事
			高	88,109,828
売	上	原	価	
	完	成	工	事
			原	価
				73,387,678
	売	上	総	利
			益	
	完	成	工	事
			総	利
			益	14,722,150
販	売	費	及	び
			一	般
			管	理
			費	7,795,747
営	業	利	益	6,926,402
営	業	外	収	益
	受	取	利	息
			及	び
			配	当
			金	41,038
	為	替	差	益
				38,318
	投	資	有	価
			証	券
			売	却
			益	77,219
	そ	の	他	
				42,745
営	業	外	費	用
	支	払	利	息
				74,406
	コ	ミ	ツ	ト
			メ	ン
			ト	フ
			ィ	ー
				11,357
	そ	の	他	
				25,258
	経	常	利	益
				7,014,702
特	別	損	失	
	関	係	会	社
			株	式
			評	価
			損	143,640
税	金	等	調	整
	前	当	期	純
			利	益
				6,871,062
法	人	税	、	住
			民	税
			及	び
			事	業
			税	2,320,147
法	人	税	等	調
			整	額
				108,160
当	期	純	利	益
				4,442,754
非	支	配	株	主
			に	帰
			属	す
			る	当
			期	純
			損	失
				△ 93,532
親	会	社	株	主
			に	帰
			属	す
			る	当
			期	純
			利	益
				4,536,287

## 連結株主資本等変動計算書 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,970,000	6,636,580	24,380,699	△30,220	32,957,058
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,169,078		△1,169,078
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,536,287		4,536,287
連 結 範 囲 の 変 動			4,630		4,630
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,371,838	-	3,371,838
当 期 末 残 高	1,970,000	6,636,580	27,752,537	△30,220	36,328,897

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	97,702	△112,075	△1,545	△15,919	724,909	33,666,048
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,169,078
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,536,287
連 結 範 囲 の 変 動						4,630
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△62,907	209,545	432,072	578,711	△34,356	544,354
当 期 変 動 額 合 計	△62,907	209,545	432,072	578,711	△34,356	3,916,193
当 期 末 残 高	34,794	97,470	430,526	562,791	690,552	37,582,242

## 連結注記表

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 14社  
連結子会社の名称  
株式会社エフトリア  
北辰電設株式会社  
富士ファーマナイト株式会社  
富士古河コスモスエナジー合同会社  
株式会社カンキョウ  
株式会社町田電機商会  
富士古河E & C (タイ)社  
富士古河E & C (ベトナム)社  
富士古河E & C (マレーシア)社  
富士古河E & C (カンボジア)社  
富士古河E & C (ミャンマー)社  
富士古河E & C (インド)社  
富士古河E & C (インドネシア)社  
FFJMP SDN. BHD.

※前連結会計年度において非連結子会社であったFFJMP SDN. BHD. は、重要性が増した  
ことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項  
持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称  
Vie Mik Co., Ltd.  
持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う  
額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の  
適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
富士古河E & C (タイ)社、富士古河E & C (ベトナム)社、富士古河E & C (マレーシア)  
社、富士古河E & C (カンボジア)社並びに富士古河E & C (インドネシア)社の決算日は12  
月31日であります。FFJMP SDN. BHD. の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作  
成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引に  
ついては連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの …… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

棚卸資産

未成工事支出金 …… 個別法による原価法

材料貯蔵品 …… 個別法または移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ …… 時価法により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

…………… 主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 (リース資産を除く)

…………… 定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金 …… 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、かし担保の費用見積額を計上しております。

工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間  
5年間で均等償却しております。

#### [会計方針の変更に関する注記]

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### [収益認識に関する注記]

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	電気設備 工事業	空調設備 工事業	計		
売上高					
一時点で移転される財及びサービス	8,338,137	3,745,121	12,083,258	1,454,019	13,537,278
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	55,961,288	18,340,284	74,301,573	270,977	74,572,550
顧客との契約から生じる収益	64,299,426	22,085,406	86,384,832	1,724,996	88,109,828
外部顧客への売上高	64,299,426	22,085,406	86,384,832	1,724,996	88,109,828

##### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に従って会計処理し、各セグメントにおける製品又はサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりであります。

電気設備工事業に係る主な履行義務は、国内外の施設の電気・機械設備の設計・施工です。

空調設備工事業に係る主な履行義務は、国内外の施設の空調・給排水・衛生設備の設計・施工及びこれらの設備の保守サービスの提供であります。

当社グループでは、顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時またはほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。

②1つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格または履行により影響を受ける。

③複数の契約において約束した財またはサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲または価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」または「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。契約に複数の財またはサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否かを判断して、会計処理の単位を決定しております。

取引価格は、財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。対価の金額が変動する可能性がある場合には、変動対価として金額を見積り、取引価格に含めております。取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財またはサービスの適切な利益相当額を加算する方法により、独立販売価格の見積りを行っております。

電気設備工事業および空調設備工事業に係る主な履行義務は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。顧客との契約開始時点で、財またはサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が概ね1年以内であると見込まれるため、金融要素に重要なものではありません。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で完成工事未収入金に振り替えられます。契約負債は財またはサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

受取手形および完成工事未収入金、契約資産、契約負債の期末残高は以下の通りであります。

受取手形	446,153千円
完成工事未収入金	22,393,813千円
契約資産	12,029,663千円
契約負債	3,831,697千円

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は1,994,425千円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は46,070,466千円であり、このうち約8割は2年以内に収益として認識することを見込んでおります。

### [重要な会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

完成工事高	25,730,507千円
契約資産残高	12,308,442千円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当連結会計年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）



## 2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### (1) 算出方法

当社グループは、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

### (2) 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

### (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における工事契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があります、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## [連結貸借対照表に関する注記]

### 1. 有形固定資産減価償却累計額

3,481,443千円

### 2. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

## [連結損益計算書に関する注記]

### 研究開発費の総額

48,020千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
普通株式(株)	9,026,561	—	—	9,026,561

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会	普通株式	1,169,078	130.00	2022年3月31日	2022年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月23日 取締役会	普通株式	1,348,936	利益剰余金	150.00	2023年3月31日	2023年6月7日

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入を行っております。

運転資金は主として短期借入金により調達しております。

受取手形および完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債権債務に係る為替変動リスクに対して通貨スワップ等を、それぞれ各リスクのヘッジを目的として、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません（(注)参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	141,458	141,458	—
(2) リース債務	(1,025,836)	(852,979)	(172,856)
(3) デリバティブ取引(*3)	(26,444)	(26,444)	—

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)「現金および預金」、「受取手形および完成工事未収入金」、「支払手形および買掛金」および「短期借入金」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(\*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等 (非連結子会社および関連会社の株式を含む)	131,528千円

これらについては、市場価格がなく、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	141,458	—	—	141,458
デリバティブ取引	—	(26,444)	—	(26,444)
資産計	141,458	(26,444)	—	115,013

(\*)負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務	—	(852,979)	—	(852,979)
負債計	—	(852,979)	—	(852,979)

(\*)負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関より提示された時価もしくは為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[ 1 株当たり情報に関する注記 ]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 4,102円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 504円43銭   |

# 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		54,847,623	流動負債		26,176,986
現金預金		1,263,959	工事未払金		17,645,137
受取手形		300,829	リース債		961
完成工事未収入金		17,915,565	未払金		351,741
契約資産		11,461,845	未払費用		2,154,018
電子記録債権		3,454,739	未払法人税等		1,755,504
未成工事支出金		536,854	未払消費税等		850,853
材料貯蔵品		143,753	契約負債		3,128,078
短期貸付金		737,469	完成工事補償引当金		36,000
前払費用		191,183	工事損失引当金		10,554
預け金		18,454,113	その他の		244,137
貸倒引当金		△ 58,014	固定負債		978,536
固定資産		5,921,965	退職給付引当金		810,536
有形固定資産		1,602,780	その他の		168,000
建物・構築物		206,071	負債合計		27,155,522
機械・運搬具		961,583			
工具器具・備品		62,488	(純資産の部)		
土地		371,766	株主資本		33,602,458
リース資産		870	資本		1,970,000
無形固定資産		401,537	資本剰余金		6,703,466
電話加入権		32,183	資本準備金		1,801,825
ソフトウェア		369,265	その他資本剰余金		4,901,641
その他の		89	利益剰余金		24,959,212
投資その他の資産		3,917,647	利益準備金		152,939
投資有価証券		88,136	その他利益剰余金		24,806,273
関係会社株式・関係会社出資金		1,999,575	繰越利益剰余金		24,806,273
長期貸付金		246,896	自己株式		△ 30,220
破産更生債権等		173,405	評価・換算差額等		11,607
前払年金費用		125,080	その他有価証券評価差額金		11,607
長期前払費用		6,132	純資産合計		33,614,065
長期保証金		322,951	負債純資産合計		60,769,588
繰延税金資産		1,068,378			
その他の		60,929			
貸倒引当金		△ 173,840			
資産合計		60,769,588			

# 損 益 計 算 書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

売	上	高			
	完	成	工	事	高
					73,281,096
売	上	原	価		
	完	成	工	事	原 価
					60,585,984
	売	上	総	利	益
					12,695,111
販	売	費	及	び	一 般 管 理 費
					6,699,482
営	業	利	益		5,995,629
営	業	外	収	益	
	受	取	利	息	及
					配 当 金
					383,804
	為	替	差	益	
					92,757
	そ	の	他		
					19,465
営	業	外	費	用	
	支	払	利	息	
					4,168
	コ	ミ	ツ	ト	メ
					ン
					ト
					フ
					ィ
					11,357
	固	定	資	産	廃
					棄 損
					4,408
	そ	の	他		
					27
	経	常	利	益	
					6,471,695
特	別	損	失		
	関	係	会	社	株
					式
					評
					価
					損
					351,461
税	引	前	当	期	純
					利
					益
					6,120,233
法	人	税、	住	民	税
					及
					び
					事
					業
					税
					1,986,000
法	人	税	等	調	整
					額
					5,415
当	期	純	利	益	
					4,128,818

# 株主資本等変動計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,641	6,703,466
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-
当 期 変 動 額 合 計				-
当 期 末 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,641	6,703,466

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	152,939	21,846,533	21,999,472
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△1,169,078	△1,169,078
当 期 純 利 益		4,128,818	4,128,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-
当 期 変 動 額 合 計	-	2,959,739	2,959,739
当 期 末 残 高	152,939	24,806,273	24,959,212

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△30,220	30,642,718	17,897	17,897	30,660,615
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,169,078		-	△1,169,078
当 期 純 利 益		4,128,818		-	4,128,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	△6,289	△6,289	△6,289
当 期 変 動 額 合 計	-	2,959,739	△6,289	△6,289	2,953,449
当 期 末 残 高	△30,220	33,602,458	11,607	11,607	33,614,065



## 個別注記表

### [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び  
関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない  
株式等以外のもの …………… 時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は  
移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 未成工事支出金 …………… 個別法による原価法
  - (2) 材料貯蔵品 …………… 個別法または移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産 (リース資産を除く)  
…………… 定率法によっております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - 無形固定資産 (リース資産を除く)  
…………… 定額法によっております。  
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
  - リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金 …… 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、かし担保の費用見積額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## [会計方針の変更に関する注記]

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## [重要な会計上の見積りに関する注記]

1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

完成工事高	19,745,966千円
-------	--------------

契約資産残高	10,553,420千円
--------	--------------

（注）上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### (1) 算出方法

当社は、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

### (2) 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

### (3) 翌年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における工事契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産減価償却累計額	2, 274, 170千円
2. 保証債務	
金融機関等からの借入等に対する債務保証	
富士古河コスモスエナジー合同会社	1, 024, 874千円
FUJI FURUKAWA E&C (MYANMAR) CO. , LTD.	759, 949千円
FUJI FURUKAWA E&C (VIETNAM) CO. , LTD.	240, 354千円
FUJI FURUKAWA E&C (CAMBODIA) CO. LTD.	156, 897千円
FFJMP SDN. BHD.	50, 866千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	6, 697, 812千円
短期金銭債務	493, 664千円
長期金銭債権	335, 202千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
完成工事高	14, 642, 150千円
仕入高	2, 352, 643千円
営業取引以外の取引高	356, 279千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	33, 648株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払従業員賞与	671,093千円
子会社株式評価損	615,598千円
退職給付引当金	247,862千円
固定資産評価損	65,638千円
その他	294,022千円
繰延税金資産小計	1,894,214千円
評価性引当額	△781,054千円
繰延税金資産合計	1,113,160千円
繰延税金負債	
前払年金費用	38,249千円
その他有価証券評価差額金	5,113千円
その他	1,419千円
繰延税金負債合計	44,782千円
繰延税金資産の純額	1,068,378千円

[関連当事者に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	富士電機㈱	川崎市 川崎区	47,586	電力、官公需、交通、産業分野の社会インフラ向けプラットフォーム・システムの製造及び販売	(被所有) 直接46.4 間接0.1	なし	電気工事等の施工設計並びに現地工事を請負施工しております。	電気工事等の請負	11,635,073	完成工事未収入金	2,678,009
										契約資産	817,415
										契約負債	52,610
その他の関係会社	古河電気工業㈱	東京都 千代田区	69,395	電線電纜、非鉄金属製品の製造販売及び電気工事	(被所有) 直接20.3	兼任 1名	電気工事等の施工設計並びに現地工事を請負施工しております。	電気工事等の請負	2,452,447	完成工事未収入金	1,826,974
										契約資産	137,523
										契約負債	—

注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
電気工事等の請負については、一般の取引価格を参考に決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	富士古河コスモスエナジー合同会社	川崎市幸区	45	再生可能エネルギーによる発電事業・電気の販売	(所有)直接66.7	兼任1名	発電設備メンテナンス工事等の請負施工、債務保証を行っております。	債務保証(注)1	1,024,874	—	—
子会社	富士古河E&C(ミャンマー)社	ミャンマー	253	設備の施工設計及び電気工事	(所有)直接93.4 間接1.6	なし	資材納入、債務保証を行っております。	債務保証(注)1	759,949	—	—
子会社	FFJMP SDN. BHD.	マレーシア	43	設備の施工設計及び電気工事	(所有)直接30.0 [70.0]	なし	資金の貸付を行っております。	資金の貸付(注)1	193,583	短期貸付金	648,469

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

当社は連結子会社のリース契約に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

当社は富士古河E&C(ミャンマー)社の銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。

2. 議決権等の所有(被所有)割合の[ ]内は緊密な者等の所有権割合で外数であります。

### 3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	富士電機フィアス㈱	東京都品川区	1,000	金融業	なし	なし	当社の仕入先に対する営業債務に係わる金融業務を行っておりません。	営業債務の譲渡	17,467,998	工 事 未 払 金	7,088,410
								資金の決済、預入等の金融取引	(注)2	預 け 金	18,454,113

- (注) 1. 資金の決済、預入等の金融取引の取引金額については、取引内容が多岐にわたるため、記載を省略しております。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
富士電機フィアス㈱に対する譲渡は、帳簿価額によっており当該取引に係る決済期日は原債権債務のそれと同一であります。

#### [ 1 株当たり情報に関する注記]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,737円84銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 459円12銭   |

#### [収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 [収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

富士古河E & C株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎

業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士古河E & C株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士古河E & C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人のリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを確認し、また、重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項の適切性を評価する。継続企業の前提に関する注記事項を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書に記述した事項に基づいて、連関する監査証拠に基づいて、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を表示し、注記事項が、注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる対する意見や、注記事項を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類の監査に、監査人は、連関する監査手続の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対する責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したことを、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

富士古河E & C株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士古河E & C株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は虚偽表示の重大な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連した注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目録で入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか、取引や、事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査役活動計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査役活動計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人より当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人よりその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

富士古河E & C株式会社 監査役会

常勤監査役 明 石 亨 ㊟

社外監査役 福 岡 敏 夫 ㊟

社外監査役 柏 木 隆 宏 ㊟

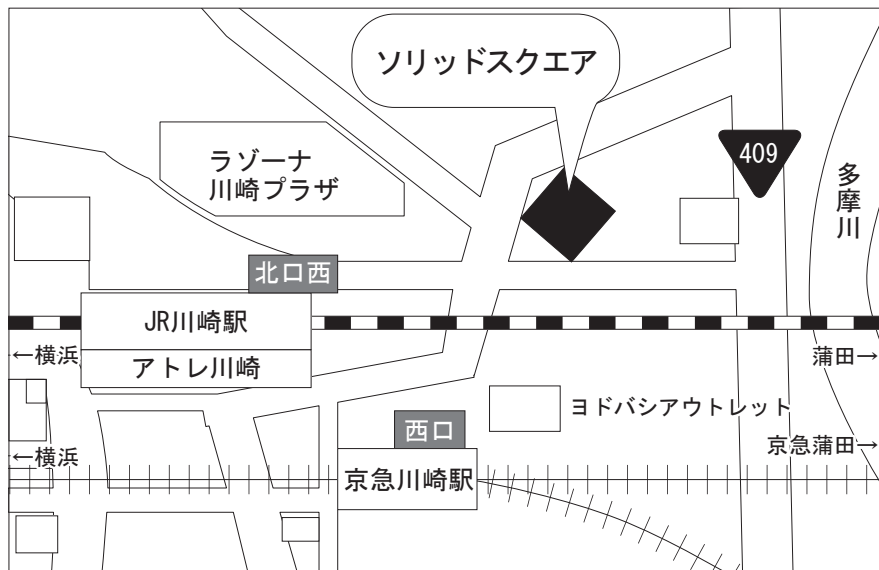
社外監査役 遠 藤 健 二 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館 4階 会議室



\* JR 「川崎駅」下車 北口西より徒歩約5分

\* 京浜急行線「京急川崎駅」下車 西口より徒歩約3分